



様式第3号(第3条関係)

一部開示決定通知書

武市企第 160 号

平成26年 3月25日



様

武雄市長 樋渡 啓祐



平成26年3月19日付けで請求のあった公文書の開示については、武雄市情報公開条例第9条第1項の規定により、次のとおり公文書の一部を開示することと決定したので通知します。

公文書の件名	cheers! (チアーズ http://takeo.cheers.jp/) に関する一切の文書 ※以下は例示であり、これに限るものではない。 契約、後援、協賛、支出伺い、起案書等 ・平成24年度補正予算 ICT街づくり推進事業企画提案書 (全体概要) ・平成24年度補正予算「ICT街づくり推進事業」の評価結果
開示の日時	開示文書郵送による
開示の場所	同上
公文書の一部を不開示とする理由	武雄市情報公開条例第7条第2号の規定に該当 (理由) 個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るもの
所管課	つながる部 企画課 企画係 電話番号(直通)0954-23-9325

- 注1 公文書の開示を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。
- 2 指定された公文書の開示の日時に支障があるときは、あらかじめその旨を所管課に連絡してください。
 - 3 この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に武雄市長に対して異議申立てをすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)
 - 4 この決定については、この決定(上記3の異議申立てをした場合にあっては、当該異議申立てに対する決定)があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、武雄市を被告として(訴訟において武雄市を代表する者は、武雄市長になります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)